

買出人の申請方法

●買出人について

買出人とは……

○市場内の仲卸店舗や関連店舗から直接物品の購入をできる者

○「せり」には参加できない

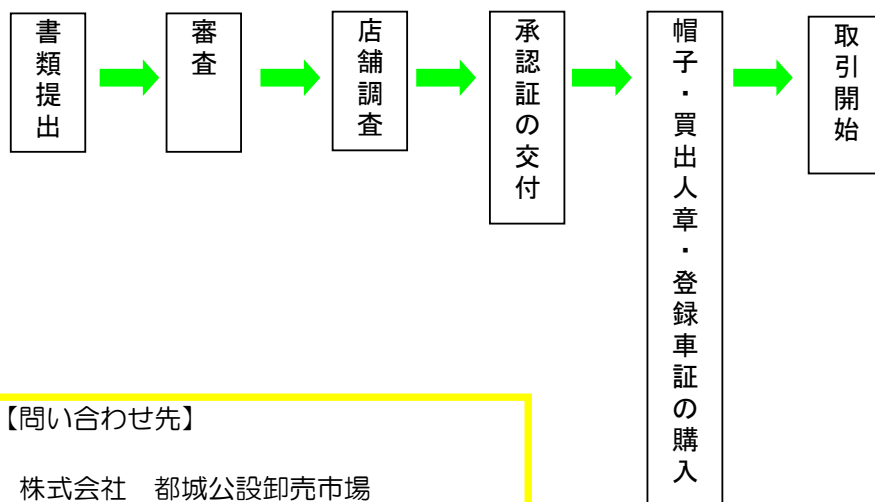
●提出していただく書類

	提出書類	備考
1	買出人登録申請書	所定用紙(様式第1号)
2	履歴書(写真貼付)	参考様式あり。写真も撮影可能。
3	市町村長の発行する身分証明書	本籍のある市町村役場で発行。
4	誓約書	所定用紙(様式第2号)
5	飲食業・水産物関係の方は営業許可証のコピー	保健所で発行
6	誓約書(暴力団排除条例)	所定用紙(様式第2号)又は(様式第6号)

●購入していただくもの (下記の1か2から選択 + 3)

	物品名	金額
永年	1. 帽子(オレンジ色) + 買出人章(帽子に縫い付けてください。)	1300円 + 900円
	2. 買出人章(ワッペン)	100円
更新	3. 登録車証(更新無し)	200円

●取引開始までの流れ



【問い合わせ先】

株式会社 都城公設卸売市場

〒885-0093

都城市志比田町5571-1

電話 (0986) 25-5242

Eメール itiba@miyakonojou18.com

都城市公設地方卸売市場買出人登録要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、都城市公設地方卸売市場(以下「市場」という。)に入場して仲卸業者から物品の販売を受けることができる者(買受人を除く。以下「買出人」という。)の登録を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 買出人は、市長が行う登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、取扱品目の部類ごとに行うものとする。

(登録の要件)

第3条 前条の規定により買出人の登録を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 青果物、水産物又は花きの小売業者
- (2) 青果物又は水産物の加工業者
- (3) 飲食店の営業者

(登録申請)

第4条 買出人の登録を受けようとする者は、買出人登録申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 市町村長の発行する身分証明書
- (3) 誓約書(様式第2号)

(台帳等)

第5条 市長は、前条の規定による申請について適当であると認めたときは、買出人登録台帳に登載し、当該申請者に買出人証(様式第3号)及び買出人章(様式第4号)を交付するものとする。

(買出人章)

第6条 買出人は、市場内において買出人章を必ず着用しなければならない。

2 買出人は、自己の買出人章を第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。

(届出事項)

第7条 買出人は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 市場内における買出しをやめたとき。
- (2) 登録の内容に変更が生じたとき。

(登録の取消し)

第8条 買出人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長は当該登録を取り消すものとする。

- (1) 市場の仲卸業者から販売を受ける物品の支払代金を著しく遅滞したとき。
- (2) 市場の秩序を阻害したとき。
- (3) 死亡又は廃業したとき。
- (4) 誓約した事項に違反したとき。

(買出人証等の返還)

第9条 前条により登録の取消しを受けた買出人は、速やかに買出人証及び買出人章を市長に返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に買出人として営んでいる者は、第4条による申請を経ずに、引き続き買出人としての資格を有することができる。